

合同会社祐愛
感染症及び食中毒の予防
及び蔓延防止のための指針

令和7年5月1日 改訂

1 事業所における感染対策に関する目的と基本的な考え方

指定障害児通所施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い児童が活動する場であり、こうした児童が多数活動する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければならない。

このような前提にたち合同会社祐愛（以下「事業所」）においては、感染症の発生、また、蔓延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を定め、利用児童ならびに職員の安全確保を図る。

2 感染対策のための委員会に関する基本方針

① 感染対策委員会の設置

感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止に努める観点から、「感染対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

② 目的

1. 事業所の課題を集約し、感染対策の方針・動作確認え威嚇を定め実践を推進する。
2. 決定事項や具体的対策を事業所全体に周知するための窓口となる。
3. 事業所における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる。

4. 感染症が発生した場合、指揮の役割を担う。

③ 委員会の構成員とその役割

委員会の委員長は、衛生管理係とする。

委員会の構成員は、感染対策委員長（衛生管理係）、管理者及び児童発達支

援管理責任者、全従業員とする。必要に応じて、保健所等に助言を仰ぐ。

④ 感染対策委員会の開催

委員会は委員長が招集し、概ね3ヶ月に1回以上の定期会議（基本的に毎

月開催しているスタッフ会議と一体的に設置開催する）、感染症が流行する

時期等を勘案して必要時に臨時会議を開催する。結果については職員等に

周知をする。

3 感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

処遇に携わる全ての職員に対して、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の

普及・啓発を行うとともに、事業所における指針に基づき、衛生管理の徹底や衛

生的な支援を行うため、年2回以上の訓練を実施する。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染症の発生状況を把握するために、医療関連感染及び感染発生の状況の把

握を行う。また、感染拡大をいち早く特定し、迅速な対応がなされるよう、感染

に関わる情報管理を適切に行う。発生時は委員長、管理者及び児童発達支援管理責任者が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、実施を行う。その後速やかに感染対策委員会を開催し、報告をするとともに、より丁寧な発生の原因の究明、改善策の立案、実施を行う。

5 感染症発生時の対応に関する基本方針

障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（以下「通所系マニュアル」）に沿って手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策に常に努める。疾患及び病態などに応じて感染経路別予防策（接触感染、飛沫感染、空気感染）を追加して実施していく。報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告をする。特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携を図り対応をする。

① 平常時の対策

（ア）施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理）

当事業所では、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のため、施設内の衛生保持に努めていく。また、手洗い場、トイレ等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的に実施し、施設内の衛生管理、清潔の維持に努めていく。

(イ) 支援にかかる感染症対策（標準的な予防策）

支援の場面では、職員の検温（毎朝家で実施する。感染流行時や体調に不安がある時は事業所でも検温する）・手洗い、手指の消毒、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用する。また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処をする。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

(ウ) 適切な手洗いの慣行

(エ) 消毒液の適正な使用

② 発生時の対応

万が一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「構成労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に従い、感染の拡大を防ぐため、次の対応を図る。

(ア) 発生状況の把握をする。

(イ) 感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合は、マニュアルに従って報告をする。

(ウ) 感染拡大の防止

職員は感染症もしくは食中毒が発生した時、またはそれが疑われる状況が生じた時は、拡大を防止するためマニュアルに従って速やかに対応をする。

(エ) 医療機関や保健所、市町村の関係機関との連携

感染症もしくは食中毒が発生した場合は、関係機関（協力機関、保健所）に報告をして対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとる。

(オ) 関係者への連絡

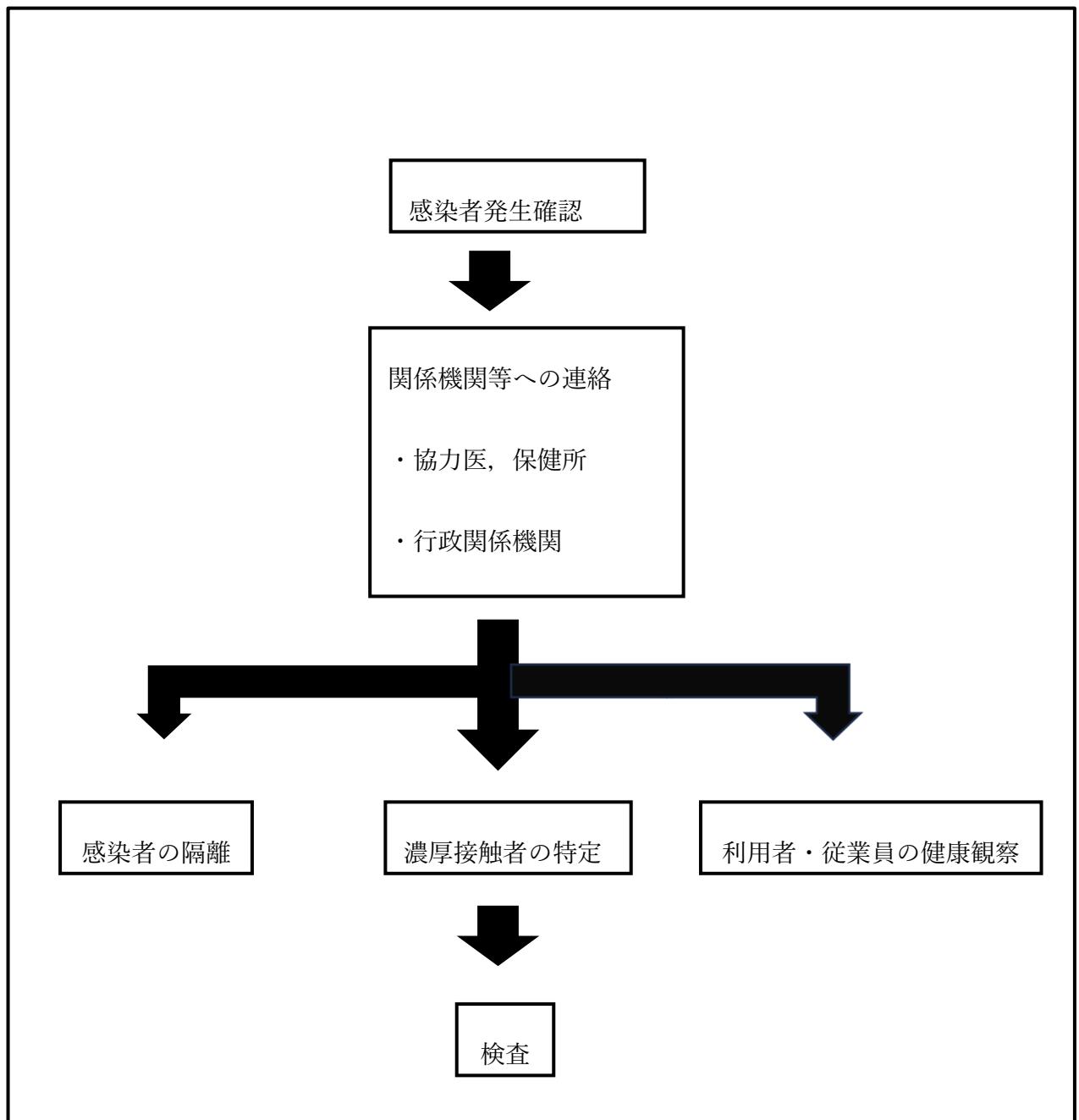
関係先との情報共有や連携について対策を講じる。

- イ) 施設・事業所等、法人内の情報共有体制を構築、整備する。
- ロ) 利用者家族や保護者との情報共有体制を構築、整備する。
- ハ) 相談支援事業所との情報共有体制を構築、整備する。

6 連絡体制

委員会を中心とした事業所内及び関連機関との連絡体制を整備する。

※連絡体制図



7 その他感染対策の推進のために必要な基本方針

当該指針は、委員会において定期的に見直しを実施し、必要な改正などを行なっていく。

8 指針の閲覧について

感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針は、利用者及び家族等が確認できるようにホームページに公表をする。

以上